

東かがわ市告示第34号

東かがわ市難聴児補聴器購入費用助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月26日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市難聴児補聴器購入費用助成金交付要綱の一部を改正する告示

東かがわ市難聴児補聴器購入費用助成金交付要綱（平成25年東かがわ市告示第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(交付の対象となる者)				(交付の対象となる者)			
第3条 略				第3条 略			
				<u>2 前項の規定にかかわらず、交付対象児及びその属する世帯の世帯員のいずれかの者について、補聴器の購入又は更新のあった月の属する年度（補聴器の購入又は更新のあった月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の市民税の所得割の額が46万円以上の場合、交付対象から除外するものとする。</u>			
(助成金の交付申請)				(助成金の交付申請)			
第5条 略				第5条 助成金の交付を受けようとする交付対象児の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいう。以下「申請者」という。）は、東かがわ市難聴児補聴器購入費用助成金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。			
(1)・(2) 略				(1)・(2) 略			
(3) 略				(3) 交付対象児の属する世帯全員の市民税の課税状況がわかる資料			
別表（第2条、第4条関係）				(4) 略			
				別表（第2条、第4条関係）			
補聴器の種類	1台当たりの基準価格 (円)	基準価格に含まれるもの	耐用年数	補聴器の種類	1台当たりの基準価格 (円)	基準価格に含まれるもの	耐用年数
ポケット型	44,000	補聴器本体（電池を含	原則と	ポケット型	34,200	補聴器本体（電池を含	原則と

改正後				改正前			
		む。) (注1) イヤモールド年 を必要とする場合は、 基準価格に <u>9,500円</u> を 加算する。 (注2) デジタル式補 聴器で、補聴器の装用 に関し専門的な知 識・技能を有する者に よる調整が必要な場 合は、2,000円を加算 する。	して5			む。) (注1) イヤモールド年 を必要とする場合は、 基準価格に <u>9,000円</u> を 加算する。 (注2) デジタル式補 聴器で、補聴器の装用 に関し専門的な知 識・技能を有する者に よる調整が必要な場 合は、2,000円を加算 する。	して5
耳かけ型	46,400	補聴器本体（電池を含 む。) (注1) イヤモールド を必要とする場合は、 基準価格に <u>9,500円</u> を 加算する。 (注2) ダンパー入り フックとした場合は、 基準価格に <u>250円</u> を加 算する。 (注3) デジタル式補 聴器で、補聴器の装用 に関し専門的な知 識・技能を有する者に よる調整が必要な場 合は、2,000円を加算		耳かけ型	43,900	補聴器本体（電池を含 む。) (注1) イヤモールド を必要とする場合は、 基準価格に <u>9,000円</u> を 加算する。 (注2) ダンパー入り フックとした場合は、 基準価格に <u>240円</u> を加 算する。 (注3) デジタル式補 聴器で、補聴器の装用 に関し専門的な知 識・技能を有する者に よる調整が必要な場 合は、2,000円を加算	

改正後			改正前		
		する。			する。
耳あな型(レディメイド)	92,000	補聴器本体（電池を含む。） （注1）イヤモールドを必要とする場合は、基準価格に9,500円を加算する。 （注2）デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は、2,000円を加算する。	耳あな型(レディメイド)	87,000	補聴器本体（電池を含む。） （注1）イヤモールドを必要とする場合は、基準価格に9,000円を加算する。 （注2）デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は、2,000円を加算する。
耳あな型（オーダーメイド）	144,900	補聴器本体（電池を含む。） （注）デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は、2,000円を加算する。	耳あな型（オーダーメイド）	137,000	補聴器本体（電池を含む。） （注）デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は、2,000円を加算する。
骨導式ポケット型	74,100	補聴器本体（電池、骨導レシーバー、ヘッドバンドを含む。） （注）デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し専門的な知識・技	骨導式ポケット型	70,100	補聴器本体（電池、骨導レシーバー、ヘッドバンドを含む。） （注）デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し専門的な知識・技

改正後					改正前				
			能を有する者による調整が必要な場合は、2,000円を加算する。					能を有する者による調整が必要な場合は、2,000円を加算する。	
骨導式眼鏡型	126,900	補聴器本体（電池を含む。） （注1）平面レンズを必要とする場合は、基準価格に1枚につき3,800円を加算する。 （注2）デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は、2,000円を加算する。			骨導式眼鏡型	120,000	補聴器本体（電池を含む。） （注1）平面レンズを必要とする場合は、基準価格に1枚につき3,600円を加算する。 （注2）デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は、2,000円を加算する。		
軟骨伝導補聴器	126,900	補聴器本体（電池を含む。） （注1）イヤモールドを必要とする場合は、基準価格に9,500円を加算する。 （注2）デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は、2,000円を加算			軟骨伝導補聴器	120,000	補聴器本体（電池を含む。） （注1）イヤモールドを必要とする場合は、基準価格に9,000円を加算する。 （注2）デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は、2,000円を加算		

改正後			
		する。	

注1～注3 略

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

東かがわ市難聴児補聴器購入費用助成金交付申請書

東かがわ市長 殿

(申 請 者)

居住地 東かがわ市

〒 TEL

氏名

児童氏名

下記により、東かがわ市難聴児補聴器購入費用助成金の交付を申請します。

購入費助成金の交付審査のため、私の世帯の住所登録資料、補聴器の購入状況について、他市町村など関係機関に調査・照会・閲覧することを承諾します。

購入等を希望する 補聴器の種類			
購入等を希望する 業者名	名称 所在地 電話番号		
交付対象児の保護 者名		児童との 続 柄	
身体障害者手帳の 申請の有・無	有・無 ※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（旧障害者自立支援法）に基づく給付等を優先するため、身体障害者手帳の却下決定通知の添付を求めることがあります。		
生活状況等	☐ 在宅 ☐ 施設 ☐ 医療機関	最近5年間の 補聴器の購入 状況	右（有・無） 年 月 日購入 左（有・無） 年 月 日購入 ☐ 難聴児補聴器購入費用助成金交付 ☐ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（旧障害者自立支援法）に基づく補聴器の支給 ☐ その他
備 考			

改正前			
		する。	

注1～注3 略

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

東かがわ市難聴児補聴器購入費用助成金交付申請書

東かがわ市長 殿

(申 請 者)

居住地 東かがわ市

〒 TEL

氏名

児童氏名

下記により、東かがわ市難聴児補聴器購入費用助成金の交付を申請します。

購入費助成金の交付審査のため、私の世帯の住所登録資料、税務資料、補聴器の購入状況について、他市町村など関係機関に調査・照会・閲覧することを承諾します。

購入等を希望する 補聴器の種類			
購入等を希望する 業者名	名称 所在地 電話番号		
交付対象児の保護 者名		児童との 続 柄	
身体障害者手帳の 申請の有・無	有・無 ※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（旧障害者自立支援法）に基づく給付等を優先するため、身体障害者手帳の却下決定通知の添付を求めることがあります。		
生活状況等	☐ 在宅 ☐ 施設 ☐ 医療機関	最近5年間の 補聴器の購入 状況	右（有・無） 年 月 日購入 左（有・無） 年 月 日購入 ☐ 難聴児補聴器購入費用助成金交付 ☐ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（旧障害者自立支援法）に基づく補聴器の支給 ☐ その他
備 考			

改正後

難聽兒補聽器購入費用助成台帳

單位：円

申請受付	対象国番号	生年月日	居住所	保護者名	支給項目	支給決定	補聴器	装用耳	補聴器	助成	利用者	引渡	支給	支給金額	区分
------	-------	------	-----	------	------	------	-----	-----	-----	----	-----	----	----	------	----

(注) 補聴器の種類
(1) ボケツト型
(2) 耳かけ型
(3) 耳あな型 (レディメイド)
(4) 耳あな型 (オーダーメイド)
(5) 骨導式ボケツト型
(6) 骨導式頭巻型
(7) 軟骨伝導補聴器

改正前

難聽兒補聽器購入費用助成台帳

单位: 元

申請受付	検査機関	製造者	販売者	買付者	買付者名	買付品	支給	支給決定	補償額	補償額	補助金利用者	引当金	支給	区分
------	------	-----	-----	-----	------	-----	----	------	-----	-----	--------	-----	----	----

[illegible]

この告示は、令和7年4月1日から施行する。